

保険料積立金等について (海外出張報告)



平成21年4月24日

海外の制度とその現状

アメリカ(ニューヨーク州)

イギリス

ドイツ



金融庁

各国の規制の概要



- **アメリカ(ニューヨーク州)**

ニューヨーク州保険法では、NAIC(全米保険監督官協会)の定めるモデル法と類似するものを最低解約返戻金として定めている。なお、解約返戻金額の開示も求められる。

※ 生命保険会社、傷害疾病保険会社等の項に定められている。

- **イギリス**

最低解約返戻金を定める法令はないが、COBSに解約返戻金額や解約控除額等の開示を契約者に行わなければならないことを定めている。なお、商品の事前認可は行われていない。

※金融サービス市場法の下、一般的な監督ルールがICOBSやCOBSに設けられている。ICOBS(Insurance: New Conduct of Business Sourcebook)は非投資性保険契約(non-investment insurance contract)に適用され、COBS(Conduct of Business Sourcebook)は銀行、証券会社、保険会社が行う投資事業(investment business)に適用される一般的ルール。

- **ドイツ**

2008年に改正保険契約法を施行し、生命保険の章にある最低解約返戻金規制を改定。なお、解約返戻金額と解約控除額の開示も求められる。なお、商品の事前認可は1995年以降廃止されている。



ニューヨーク州の最低解約返戻金規制



- 不没収価格

不没収価格は、(将来支出現価－許容される費用の額)で計算される。

- 将来支出現価の計算

CSO表に定める死亡率、現在価値を計算するための割戻率は責任準備金に用いられるものの125%のもの(毎年6月に改定される。)を用いている。

- 許容される費用の額

$1\% \times \text{保険金額} + 125\% \times \text{Min}(4\% \times \text{保険金額}, \text{平準年払保険料})$

- ペナルティの有無

各保険商品の開発においては、不没収価格規制に定められるとおりに解約返戻金を計算しているため、ペナルティを解約時に控除しているかどうかは不明。



イギリスの考え方



•「投資型保険契約 (investment insurance contract)」

- 解約返戻金のある契約をいう。
- 最低解約返戻金にかかる規制はない。
- 解約返戻金額や解約控除額等を契約者に対して開示し、商品性の可否判断は個々の契約者が行う(ペナルティも契約者が納得するのであれば、認められる。)

•「非投資型保険契約 (non-investment insurance contract)」

- 解約返戻金のない契約(※)をいう。
- なお、終身保険であっても貯蓄性がある保険商品という認識はない。
※ 一部例外あり



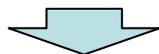
ドイツ保険契約法改正の経緯

～解約返戻金の条項をめぐって～



- **規制緩和の影響**

1995年 保険商品の認可を廃止



- ✓ 連邦憲法裁判所が、1995年以降の当局認可のない保険商品に対し約款に透明性がないと判示した。
- ✓ 2005年の判例では、早期解約の場合は不利であるため、説明が不足している約款の場合は、保険料の払戻をしなければならないこととされた。

- **解約返戻金が著しく少ないことは良くないのではないかという世論**

この結果、保険契約法のうち解約返戻金にかかる条項について、
改正の機運の高まり



ドイツの最低解約返戻金規制

旧保険契約法 第176条第3項

解約返戻金は、承認された保険数学の算式に基づき、その保険の時価額として計算されなければならない。

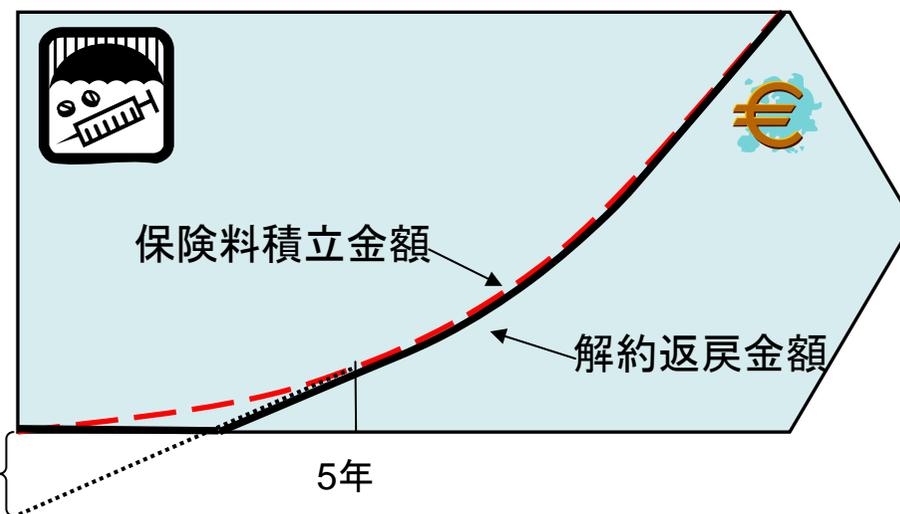
2008年1月～

新保険契約法 第169条第3項

解約返戻金は、最低でも、算出された契約締結費用及び販売費用を契約締結から5年間で均等に分割償却した場合に積み立てられる責任準備金の金額

※総保険料の4%を新契約費の最大値とすることが、ドイツ保険監督法に定められている。

新契約費の最大値



無解約返戻金型保険商品の販売の現状

- アメリカ(ニューヨーク州)

ニューヨーク州保険法には30年以下の保険期間で81歳より前に満了するケースを不没収規制の適用除外として定めている。各保険会社は、この適用除外となるケースで無解約返戻金型保険商品を開発しており、したがって、多くの商品が無解約返戻金タイプとなっている。

なお、ニューヨーク州では、2002年に不没収規制の適用除外について規制緩和を行っている。

- イギリス

無解約返戻金型保険商品を「非投資型保険契約」として販売されている。

- ドイツ

保険会社が保険金支払いの義務を必ず負う保険商品については保険契約法が適用されるものの、これ以外は適用されないため、無解約返戻金型保険商品が販売されている。



各国の開示規制



- アメリカ(ニューヨーク州)

予備情報(the preliminary information)に基本契約分の保証解約返戻金総額を、契約概要(policy summary)に基本契約及び特約の解約返戻金を開示しなければならない。

- イギリス

投資型保険契約については、解約返戻金額、解約控除額等を、一定の様式(次ページ参照)にしたがって開示しなければならない。

- ドイツ

毎保険年度の解約返戻金額、解約控除額を開示しなければならないこととされている。

※ ペナルティとして控除している金額が別途あるが、保険会社が自主的に開示している実態にある。



イギリスの開示資料の様式

COBS13の添付資料3には、解約返戻金の開示のための様式が定められている。ここでは、年金保険等に使用するものを掲載した。

R					
Note 1A	Note2	Note3	Note4	Note5	Note6
At end of year	Total paid in to date	With-drawals	Total actual deductions to date	Effect of deductions to date	What you might get back
	£	£	£	£	£
1					
...					
5					
10					
...					

